

1 目 標

- 市教育委員会は、すべての小・中学校に勤務時間管理システムを導入し、教職員の月別勤務実態を把握するとともに、長時間労働改善に向けた取組を推進する。
- 市教育委員会・各学校は、毎月の時間外労働時間80時間（過労死ライン）の解消に努める。
- 市教育委員会・各学校・関係団体は、教職員の長時間労働を改善するための具体的取組を進めるとともに、その取組の実施と効果の検証を行う。

2 具体的な施策

(1) 市教育委員会

- ・業務改善推進連絡協議会の開催（年2回）
- ・会計処理ソフトの本格運用
- ・勤務時間管理システムの本格運用と勤務時間の把握
- ・校長等の人事評価に勤務環境改善等の取組を位置づける
- ・新学習指導要領実施に向けた市全体としての取組の推進（外国語活動）
- ・春の教職員研究集会の内容縮減
- ・（仮称）「部活動指導員」に関する情報収集及び検討
- ・各学校における長時間労働改善のための取組状況の把握（調査）と情報共有
- ・お盆閉庁日の設定：期間（8/13～15）
- ・業務改善や教職員の働き方に関する項目を学校評価の共通項目に設定

(2) 各学校

- ・各学校の重点目標や経営方針に、教職員の働き方に関する視点を盛り込む
- ・各学校でノー残業デー等を設定する（将来的には、全市一斉実施日設定の可能性を探る）
- ・部活動については、国や県の指針等を踏まえ、適切な活動時間や休養日を設定する
- ・毎年度実施される調査等の学校管理体制の整備（保存文書の「見える化」）
- ・担当授業時数の軽減及び小学校における専科制の推進（「空き時間の確保」）
- ・教員の担うべき業務に専念できる環境整備（校務分掌の見直しと効率化）
- ・その他、長時間労働解消のための各学校独自の取組の推進と他校との情報共有

(3) 関係団体

- ・実施事業の点検及び縮減等の検討（年間予定、事業内容）